

ドイツ連邦共和国

(Federal Republic of Germany)

概要

1. 人口	8,177 万人（2015 年，独連邦統計庁）	5. 1人当たり国内総生産（GDP）	35230 ユーロ（2014 年，独連邦統計庁）
2. 面積	35.7万平方キロメートル（日本の約94%）	6. 首都	ベルリン
3. 政治体制	連邦共和制（16州：旧西独10州，旧東独5州及びベルリン州）	7. 通貨単位	ユーロ
4. 言語	ドイツ語		

（出典）外務省ウェブサイト（<http://www.mofagojp/mofaj/area/germany/datahtml>）（更新日：2016年11月4日）。

II 教育の普及状況

教育段階	年	在籍率	在籍率	
			男	女
就学前教育	2013年	110%	110%	109%
初等教育	"	103%	103%	103%
中等教育	"	102%	105%	100%
高等教育	"	61%	63%	59%

（通常の年齢よりも早い又は遅い入学や留年等を理由とする該当年齢以外の在籍者を含む）

III 教育行政制度

連邦レベルでの教育の所管は，連邦教育研究省（BMBF）に委ねられており，学校外の職業教育及び継続教育，研究助成，奨学金，国際交流の推進等を任務としている。各州にも教育所管省がそれぞれ設置されており，学校教育の目標・内容，教育方法，教育計画を定めるなど，各州の裁量で教育行政が行われており，州の出先機関である州学務局が各地方及び各学校の監督を行っている。また，高等教育機関の設置・管理や初等中等教育財政及び高等教育財政も各州の所管である。初等中等学校の設置・維持については，地方が所管している。なお，各州の教育行政の調整を図り，共通性を確保する機関として，各州文部大臣会議（KMK）が常設されているが，同機関の決議や勧告に法的拘束力はない。

IV 学校体系

(学年歴：9月～翌年8月。高等教育は10月～翌年9月)

1. 就学前教育

就学前教育は、3～5歳児を対象に、幼稚園で行われる。

2. 義務教育

義務教育は、6～5歳の9年である（一部の州では10年）。

また、義務教育修了後に就職し、職業訓練生として職業訓練を受ける者は、通常3年間、週1～2日程度職業学校に通うことが義務とされている（職業学校就学義務）。

3. 初等教育

初等教育は、基礎学校において6歳から4年間（一部の州では6年間）行われる。

4. 中等教育

中等教育は、10歳より、能力・適性に依じて、ハウプトシューレ、実科学学校、ギムナジウムといった伝統的な学校種のほか、これらの学校修了資格が取得可能な教育課程を提供する様々な学校種で行われる。ハウプトシューレ修了資格課程は5年制で、卒業後に就職して職業訓練を受ける者が主に就学する。実科学学校修了資格課程は6年制で、卒業後に職業教育学校に進む者や中級の職に就く者が主に就学する。ギムナジウム修了資格課程は8年制又は9年制で、一般大学入学資格であるアビトゥアを取得して大学に進学することを希望する者が主に就学する。多くの州では、いずれの教育課程を敷く学校種でも、適切な進路選択を可能にするための猶予期間として、最初の2年間に「観察指導段階」が設けられている。

上記の中等普通教育学校に加え、中等教育修了資格でもある実科学学校修了資格の取得後に専門大学入学資格が取得できる2年制の上級専門学校や、義務教育を修了して企業に職業訓練生として就職した者が、就学義務がある18歳まで週1～2日程度通う定時制の職業学校のほか、職業資格又はアビトゥア等の学校修了資格の取得に結び付く職業教育機関が多様に存在する。

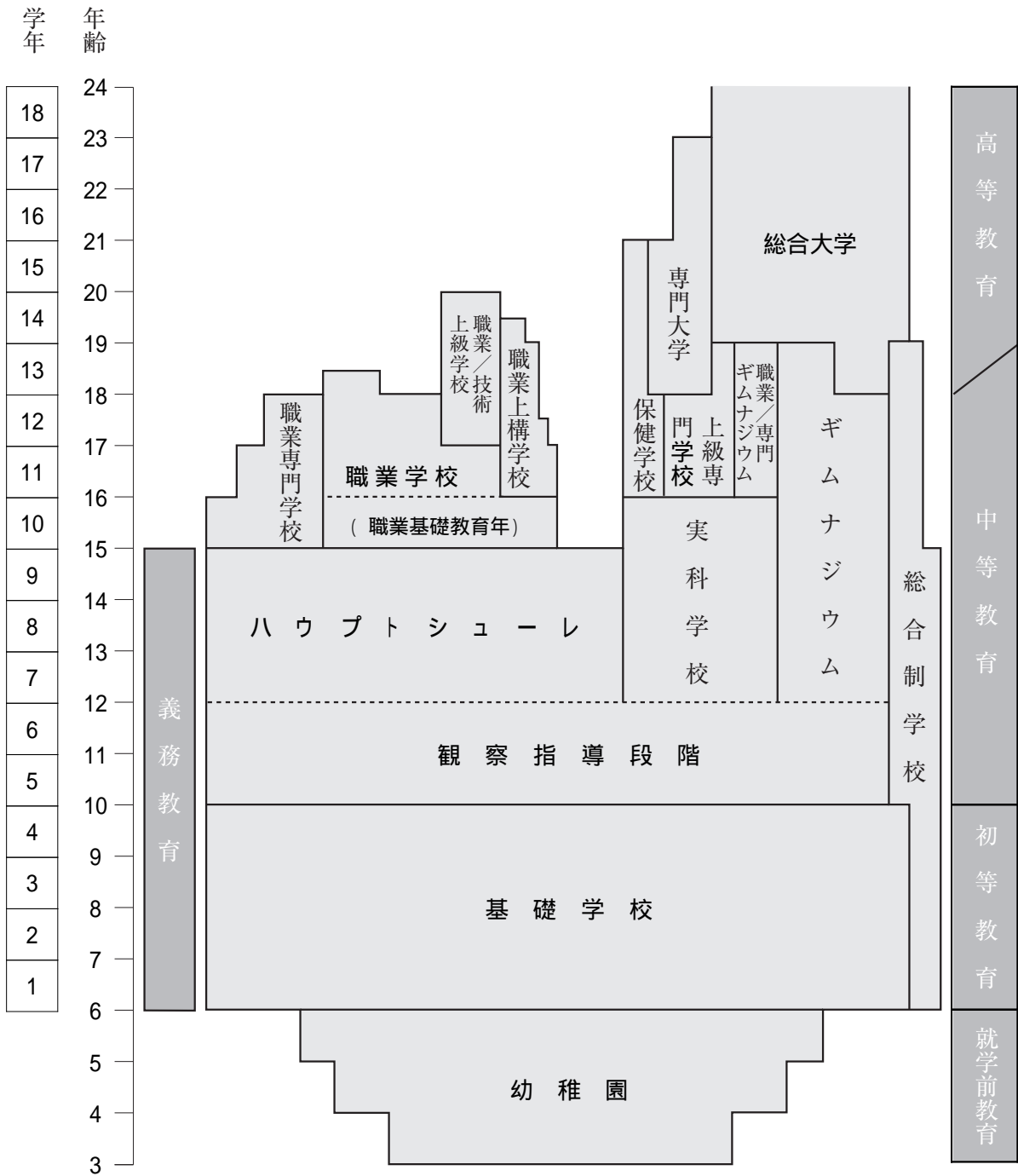
5. 高等教育

高等教育は、総合大と専門大学で行われる。総合大学入学に際しては、ギムナジウム修了資格であり一般大学入学資格でもあるアビトゥア（専門大学への入学も可）を取得しなければならない。専門大学への入学には、専門大学入学資格が求められる。総合大学では、伝統的な学位であるディプロームやマスター（標準学修期間4.5年）のほか、欧州に共通する学位である学士（同3～3.5年）及び修士（同1～2年）を取得することができる。専門大学でも、総合大学と同様に、学士と修士が取得できる。

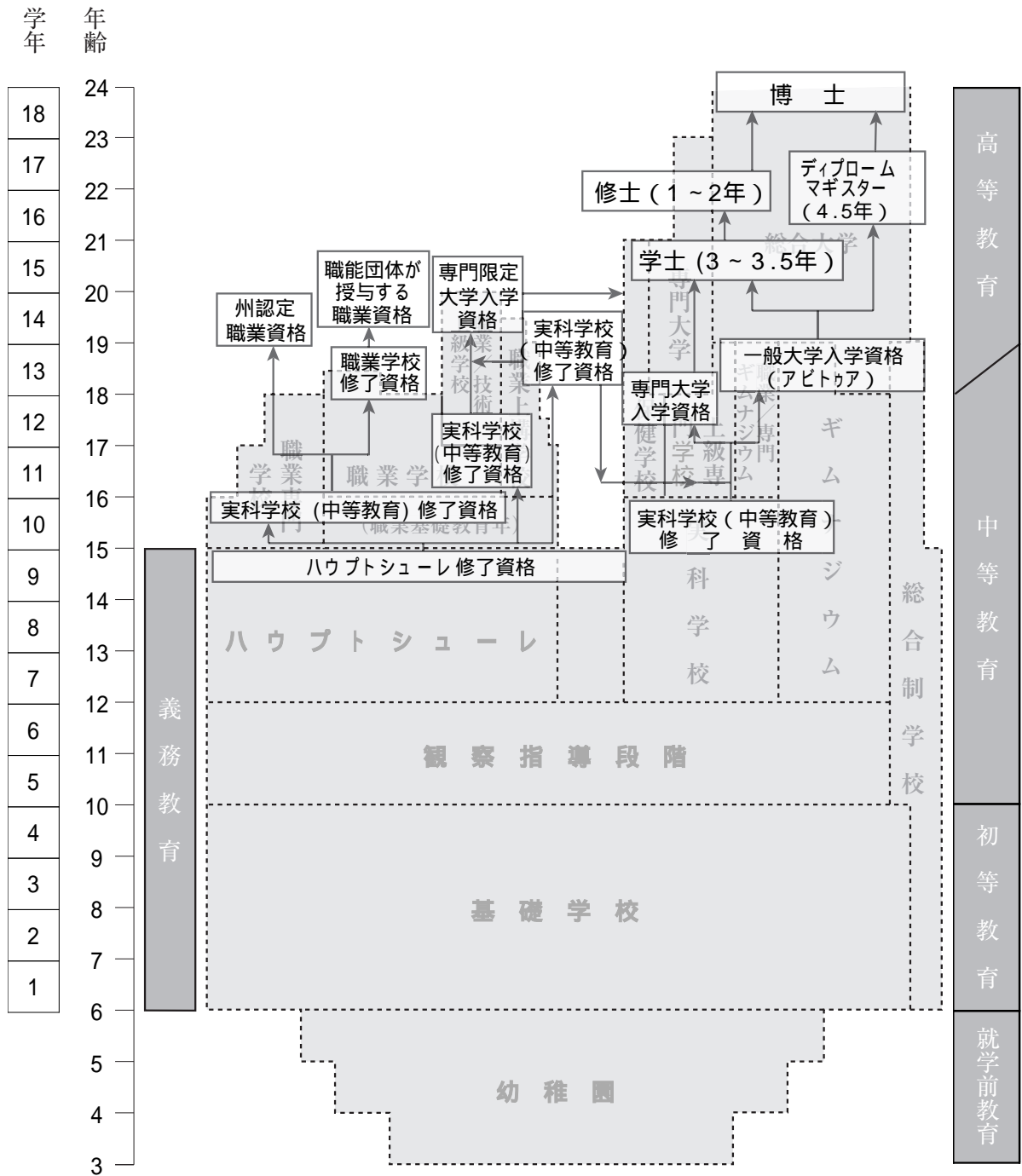
(参考資料)

・EURYDICE Deutschland (<https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Deutschland:%C3%9Cberblick>) (2016年10月17日閲覧)。

学校系統図



取得可能な資格・学位



欧州